

法律ができるまで

法律ができるまで

国会の最も大切な仕事は、法律をつくることです。法律は原則として衆参両院で可決されたときに成立します。右の図は、例の多い衆議院から先に審議した場合の流れですが、参議院から先に審議することもあります。

法律のもとになる法律案は、内閣または議員から、どちらかの議院の議長に提出されます。議長は、法律案が提出されると、内容にしたがってそれを所管する委員会に審査させます。これを付託といいます。重要な法律案の場合、本会議で趣旨説明を聴取し質疑を行った後、付託する場合もあります。

委員会では、提出者から趣旨説明を聴取した後、質疑を行い採決されます。場合により、関係者や学識経験者の意見を聞く公聴会が行われます。

委員会でも可決された法律案は本会議で審議され、可決されるともう一方の議院に送られます。もう一方の議院でも同じように審議され可決されると、法律として成立します。そして、天皇により公布されます。

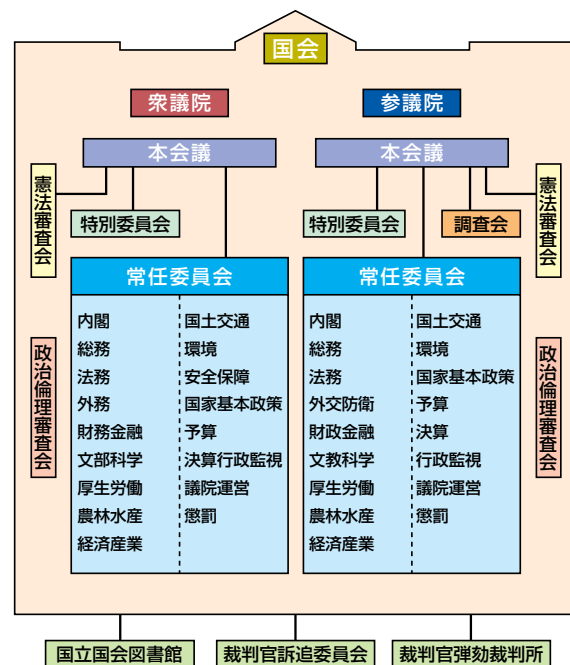
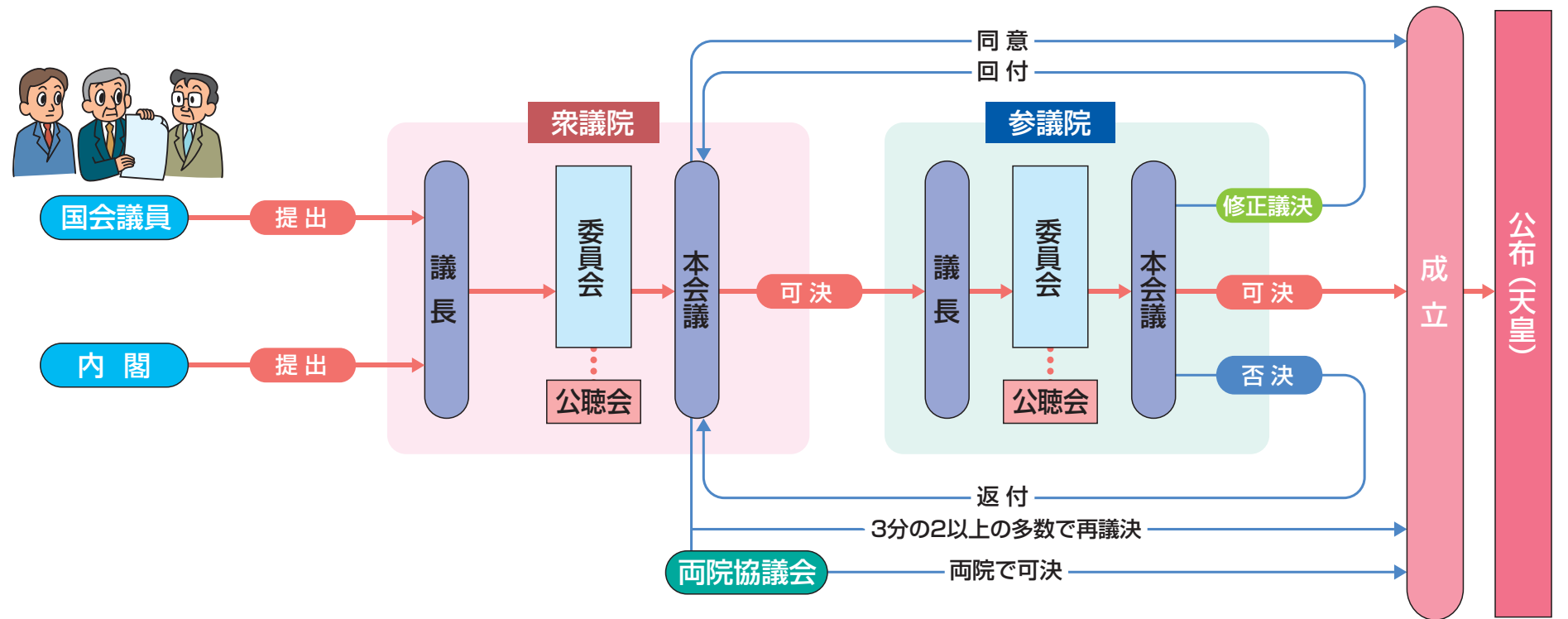
後に審議を行った議院が、法律案を修正した場合は、先に審議を行った議院に修正した法律案を回付し、回付された議院が同意した場合、修正された形で法律が成立します。

後に審議を行った議院が法律案を否決するなど両院で異なった議決をした場合には、両院協議会を開いて、意見の一致をはかることもあります。両院協議会で成案が得られたときには、その成案がそれぞれの議院で可決されたとき法律として成立します。両院協議会でも成案を得られないなど両院の議決が異なったままでは法律は成立しませんが、衆議院が3分の2以上の多数で再び可決した場合は、法律として成立します。

ものしりメモ 参議院の調査会

参議院では、昭和61年(1986年)7月から、国政の基本的事項に関して長期的かつ総合的な調査を行うことを目的に、調査会という機関が設けられています。

調査会では、法案審査は行わず、国の重要課題について各界の専門家の意見を聞いたり、議員同士のフリートーキングを行って議論を深め、提言や報告を行い、さらにそれに基づく立法活動も行っています。現在は、国際・地球環境・食糧問題に関する調査会、国民生活・経済・社会保障に関する調査会、共生社会・地域活性化に関する調査会の3つがあります。



国会の種類

種類(正式名称)	召集	召集の時期	会期	主な議事	延長の回数
通常国会(常会)	毎年1回召集	1月中	150日	予算・予算関連等の重要法案など	1回まで
臨時国会(臨時会)	臨時的必要のため次の場合に召集 ①内閣が必要とする場合 ②いずれかの議院の総議員の1/4以上の要求がある場合 ③衆議院議員の任期満了による総選挙、参議院議員の通常選挙が行われた後	①・②いつでも召集可能 ③任期が始まる日から30日以内	両議院が議決して定める	①・②臨時に処理する必要がある重要案件など ③院の構成・内閣総理大臣の指名(衆議院の総選挙の後の場合)など	2回まで
特別国会(特別会)	衆議院の解散による総選挙後に召集	選挙終了後30日以内	両議院が議決して定める	院の構成・内閣総理大臣の指名など	2回まで

データ 最長と最短

最長280日 昭和47年12月22日召集の第71回国会
150日の会期に加え、65日間の延長を2度行い、昭和48年9月27日までの会期となった。
最短1日 昭和41年12月27日召集の第54回国会
昭和61年6月2日召集の第105回国会
平成8年9月27日召集の第137回国会
いずれも召集日直前に衆議院が解散されたため。

ものしりメモ 国会の回数は通し番号

国会の数え方は、その種類に関係なく、昭和22年5月20日召集の第1回国会から会期ごとに順次回数を追って番号をつけています。ですから、「第100回臨時国会」といっても、臨時国会の100回目というわけではありません。